

プラスチック製容器包装の分別に一層のご協力を！

～プラ容器の分け方・出し方～

新たなごみの分別が始まって半年余りが経ちましたが、プラスチック製容器包装の分別方法について、正しく理解していただくため、再度お知らせします。

◎プラスチック製容器包装（プラ容器）とは？

商品の入れもの（容器）や、商品を包んだもの（包装）で、中身の商品を取り出したり使ったりしたあとに不要となるもので、プラマークのあるものは、すべて対象となります。



リサイクルに支障となるものが混入しています。ルールを守って出してください。

《対象外となるもの》

- 商品そのもの → 「不燃ごみ」へ
(おもちゃ・スプーン・ストローなどのプラスチック製品、CDなどのケース)
- ペットボトル → 「資源物（ペットボトル）」へ
(ただし、キャップとラベルは資源物（プラ容器）へ)

《混入してはいけない物》

- 注射器類などの医療廃棄物 → 収集できません。
- プラスチック製品（プラ容器を除く） → 「不燃ごみ」へ
- ライター → 使い切って「不燃ごみ」へ
- スプレー缶 → 使いきって「資源物（缶）」へ
- カミソリ → 刃を覆って「不燃ごみ」へ
- 金属類 → 「資源物（缶）」へ

※これらのものが『プラ容器』に混入していると、リサイクルに多大な支障をきたすほか、常総環境センターでの作業中に事故を起こすことがあり、大変危険です。これらのものは絶対に入れないよう、ご協力をお願いします。

《主な対象物》

- ・トレイ類（生鮮食品のトレイ・惣菜などのトレイなど）
- ・ボトル類（シャンプー・洗剤・サラダ油のボトル）
- ・チューブ類（歯みがき粉・マヨネーズ・わさびなどのチューブ）
- ・袋類（レジ袋・お菓子の包みなど）
- ・キャップ類（ペットボトルなどのプラスチック製のキャップ）
- ・その他（コンビニなどの弁当容器・プリンなどの容器・惣菜のパック・卵パック・ペットボトルのラベル・野菜や果物が入っていたネット・家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材など）

《プラスチック製容器包装の出し方》

中身を残さないようにし、さらに汚れを落としてください。「資源物（プラ容器）」の袋（緑色）にまとめて入れてください。なお、洗うことが難しい場合や、汚れが落ちない場合は、「不燃ごみ」（青色の袋）として出してください。

不動産公売に参加しませんか

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産を公売します。

▼日時：3月5日(火) 午後0時50分から

▼場所：茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1丁目3番1号）

▼公売対象不動産

○売却区分番号：24・1113 / 見積価格：36万円 / 公売保証金：4万円

・土地：中平柳字中平耕地1000番1 / 田 / 1066㎡

○売却区分番号24・114 / 見積価格：115万円 / 公売保証金：12万円

・土地：下平柳字下平耕地1233番 / 田 / 3185㎡

○売却区分番号24・115 / 見積価格：58万円 / 公売保証金：6万円

・土地：中平柳字堤下185番1 / 畑 / 1534㎡

○売却区分番号24・116 / 見積価格：78万円 / 公売保証金：8万円

・土地：下平柳字裏畑648番1 / 畑 / 1879㎡

全筆とも農地につき「買受適格証明書」が必要になります。つくばみらい市農業委員会への

買受適格証明申請の期限は、2月14日(木)です。

そのほか、買受希望の方には、詳しくご説明しますのでご連絡ください。

※中止になる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

公売不動産などの詳細については、茨城租税債権管理機構事務局および伊奈庁舎収納対策室で、公売参加のご案内を無料配布していますのでご覧ください。

また、茨城租税債権管理機構のホームページ (<http://www.ibarakizozzei.jp/>) でも、詳しい内容をご覧ください。

※茨城租税債権管理機構とは、茨城県内の市町村から滞納事案の移管を受け、滞納処分（差押・公売）などの滞納整理により、市町村税の徴収を行う特別公共団体（一部事務組合）です。茨城県内の全市町村を構成団体として、平成13年4月に設立されました。

問 茨城租税債権管理機構 ☎
029・225・1221 /
伊奈庁舎収納対策室 ☎58・
2111（内線1141）